

都農第719号
令和5年11月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	桜木 (桜木5、桜木4、町区の一部、穂満坊8の一部、宝光の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月4日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【人口減少・高齢化】

- ・耕作者は70歳以上の割合が高く、そのうち、後継者不在の農地も多くあり、農地の維持保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。
- ・新規就農者の減少等により農作業全般について人手不足が深刻である。

【農地の管理】

- ・他人の農地を借りて耕作するため、耕作者として中途半端な管理はしたくないが、管理する耕作地が多くなりすぎて、畦畔の管理が十分に行き届かなくなっている。
- ・個人経営の大規模農家に農地を預けても、後継者不在や高齢等の理由により、今後、農地を管理できなくなる可能性がある。
- ・荒れ地になるのを防ぐため、やむなく耕作を続いている人もいる。

【基盤整備】

- ・農道や区画が狭く、作業機械がUターンできない場所もある。

【その他】

- ・農地自体の価値が低下しているため売却できず、また、農地を引き継ぐ人もいない。
- ・リタイア後、子供たちに相続で迷惑をかけないため、農地を次の受け手にスムーズに引き継げるシステムがほしい。
- ・他地区の担い手が多く耕作しているため、集約等の調整が課題である。
- ・畑かんは用途が限られており利便性が良くない。

【現在の主な作物】

- ・水田：主食用米、加工用米、飼料用米、イタリアン
- ・園芸作物：キンカン、ホウレンソウ、ダイコン、ニンジン、カンショ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(ジャガイモ、ホウレンソウ、ダイコン、ニンジン、キンカン、カンショ)や飼料作物(トウモロコシ、イタリアン、飼料用米、WCS)等の団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・担い手(専業農家・兼業農家)を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることが予想されるため、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるため農地バンクの機能を活用していく。
- ・中心経営体が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・揚水施設(パイプライン、可動堰)の老朽化が著しいため、早急な整備が必要である。
- ・排水の改善を図るため(真米田、間ヶ塚、小山川原、下土器田)基盤整備が必要である。
- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るために、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業ができない高齢者や土地持ち非農家等には、地区内の農作業受託組織等への委託をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料

- ・化学肥料の施用量を減らし、安価な有機質肥料や単肥を活用することで生産コストの削減につなげる。

③スマート農業(ドローン、レーザーレベラーの導入)

- ・ドローン:播種、施肥、薬剤散布等の作業に活用して省力化を図る。
- ・レーザーレベラー:畦畔除去によるほ場の合筆時等に水田の作土層が不均一であることで生じるデメリット(水深の不均一による初期生育不良及びムラ、除草効果のバラツキ、水管理労力の負担、低部位箇所での排水不良)を解消するため、レーザーレベラーを活用して作土層の均平精度を高める。